

京都市上下水道企業管理規程第27号

京都市上下水道局要休養職員取扱規程を次のように定める。

平成16年4月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市上下水道局要休養職員取扱規程を次のように定める。

(趣旨)

第1条 この規程は、傷病のため長期の休養を要する京都市上下水道局職員（条件付採用期間中の職員及び臨時の任用職員を除く。以下「職員」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(審査)

第2条 結核性呼吸器病に罹患したと認められる職員があるとき、又は次の各号のいずれかに該当する職員で必要があると認められるときは、管理者は速やかに京都市上下水道局要休養職員審査委員会（以下「委員会」という。）に当該職員の休養に関し必要な事項を審査させるものとする。

(1) 結核性呼吸器病以外の傷病による休務が、引き続き75日（当該休務の期間が2年以上ある場合において、これらの期間の間に18日以上の期間がないときは、これらの休務の期間は、引き続き休務したものとみなす。）に達した職員

(2) 復職後6箇月以内に再び発病したと認められる職員

(3) その他管理者が特に必要と認めた職員

2 京都市上下水道局職員給与規程第4条の規定は、前項第1号に掲げる75日及び18日の日数の計算について準用する。

3 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職

員については、第1項第1号中「75日」とあるのは「4箇月」と、「18日」とあるのは「1箇月」とする。

(休職)

第3条 委員会の審査の結果、職員が結核性呼吸器病にり患したと判定されたとき、又は職員がなお相当長期にわたって休養を要すると判定されたときは、管理者は、当該職員を職員の分限に関する条例（以下「条例」という。）第2条第2号の規定により、1年間休職させる。

2 職員の休職の期間が1年に達した場合において、委員会が当該職員はなお勤務に服することができないと判定したときは、更に1年間その休職の期間を更新する。職員の休職の期間が2年に達した場合においても、同様とする。

3 復職後6箇月以内に再び発病し条例第2条第2号の規定により休職される職員の休職の期間は、前後の休職の期間を通算して3年を超えることができない。

4 管理者は、休職の期間中において、職員を復職させようとするときは、あらかじめ、委員会の審査に付するものとする。

(休職者の義務)

第4条 休職者は、療養に専念し、かつ、休養に関する管理者の指示に従わなければならない。

2 休職者は、3箇月ごとに保健所その他の医療機関（以下「医療機関」という。）において検診を受け、その結果について所属長を経由して管理者に報告しなければならない。ただし、結核性呼吸器病にり患したと判定された職員における医療機関での検診及び管理者への報告は、毎月とする。

3 休職者は、前項による報告のほか、病状に著しい変化があったときは、

管理者に報告しなければならない。

- 4 管理者は、休職者が前3項の規定に違反したとき、又はその他の不正の行為を行ったと認めるときは、相当の処分を行うことがある。

(補則)

第5条 委員会の構成及び運営その他この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に結核性呼吸器病罹患職員取扱規程及び結核性呼吸器病以外の傷病により休養を要する職員の取扱規程により休職を命じられている職員は、この規程により休職を命じられたものとする。

(関係規程の廃止)

- 3 この規程の施行に伴い、次の各号に掲げる規程は廃止する。

(1) 結核性呼吸器病罹患職員取扱規程

(2) 結核性呼吸器病以外の傷病により休養を要する職員の取扱規程

(上下水道局総務部職員課)